資料３

中運交企第１６３号
令和７年３月27日

浜松市地域公共交通会議
会長　松本　幸正　　殿

中部運輸局長
（公印省略）

令和5・6年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について（通知）

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部　交通企画課
TEL：052-952-8006

（別紙）中部運輸局二次評価結果 令和7年3月27日付け中運交企第163号通知

自治体・協議会名	浜松市地域公共交通会議
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

・地域交通検討会において、地域活動の共有を図るとともに、各地域毎に企業から協賛金を募集するなど、公共交通を維持するため地域と連携した取組を進めていることを確認しました。
・令和5年11月より庄内地区で開始した「交通空白地有償運送（ノッカル庄内）」について、登録者数、輸送実績ともに増加傾向であり、地域への周知が図られていることを確認しました。

期待する取組

・秋葉線（袋井駅～森町～浜松市天竜区春野）について、運行が再開されたことから、今後は、路線の確保維持および利用促進のため、事業者および関係市町と連携して取組を実施されるよう期待します。
・地域内フィーダー系統について、「春野ふれあいバス」、「天竜ふれあいバス」において、目標・効果達成状況がC評価の区域があることから、引き続き事業者や地域住民と連携し、利便性の向上・利用促進に取り組まれることを期待します。

別　紙

令和７年６月２６日

（名称）浜松市地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

高齢化、過疎化等の進行により公共交通の必要性は増加しているが、人口減少、モータリゼーションの進展に加え、コロナ禍による生活様式の変化により、バス利用者は年々減少の一途を辿っており、バス運行事業を取り巻く環境はますます悪化している。

市北部に位置する郊外、中山間地域では、山間部の山あいに集落が点在し、また病院や商店、学校等が付近にはなく、地域内のバスや地域間を結ぶ広域的なバスは、高齢者や通学者等にとって、必要不可欠な公共交通となっている。

これらの課題等を踏まえ、目指す将来の交通の姿を示す浜松市総合交通計画（公共交通の詳細計画として、浜松市地域公共交通網形成計画）を策定し各施策を展開している。

バス路線の維持対策については、基幹となる路線は、交通事業者による運行のもと、一部を国、県、市が支援するとともに、地域を運行するバスは、市の定めるルールに基づき、地域交通検討会において協議し地域にとって使いやすく、かつ、身の丈にあった、効率的で持続可能な公共交通を目指して実証または改善運行を実施している。

今後も引き続き、地域住民・交通事業者・行政が一丸となって、地域公共交通を確保維持していくことが重要であり、そのためには、基幹又は地域間を結ぶバス、地域内のバスの確保維持、連携を図ることが重要であることから、本維持計画を策定し取り組むものである。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

市総合交通計画による「公共交通の維持・ルール」に基づき、維持基準（収支率）及び地域協働による取組の実施（地域交通検討会や協力金、増収対策活動等）を目標とし、使いやすく持続性のある公共交通、地域が支える公共交通を目指す。

※定量的な目標については収支率 16%、検討会活動等はＢ評価以上とする。

（２）事業の効果

地域協働による継続的な公共交通の維持確保に繋がり、また地域間幹線等と連携することにより、市全体の公共交通ネットワークの構築、また地域の活性化も期待される。

別　紙

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業：フィーダー系統を運行する各地域に、地域、交通事業者、行政の 3 者で組織する「地域交通検討会」を設置し、運行計画の立案、利用促進に取り組む。
中部運輸局からの二次評価を踏まえ、こうしたフィーダー系統路線の利用促進に取り組むことで、フィーダー系統路線が接続する地域間幹線系統の利用促進にもつなげる。
特に令和６年度の運行に対する一次評価で C 評価となった路線については、市が自治会に対して利用啓発、利用方法等の説明会を行うとともに、地域の代表者が住民に対してそれらを伝えることにより、地域が主役となって育てる公共交通の意識を醸成させる。

実施主体：浜松市、地域、交通事業者

［地域交通検討会の役割・検討内容とメンバー（案）］

関係主体	役割	メンバー
地域関係者	・地域公共交通の計画検討から運行まで直接関わり、さらに公共交通を利用することで公共交通を支える。	区・まちづくり協議委員 自治会 利用者代表 学校・医療・観光関係者 地元企業、市民団体　等
内容	－ 準備会における体制づくり、運営 － 地域のバスの必要性と運行の検討 － 運行改善案（新規運行案）作成 － 運営への参加	
交通事業者	・専門的立場から、運行計画等、公共交通の運行に関する助言を行うとともに、効率的かつ需要に合った、安全・安心な運行を行う。	鉄道・バス・タクシー事業者
内容	－ 現況の利用状況の情報提供 － 運行案作成のための情報提供、協力 － 運行の準備及び運行 － 運行改善案（新規運行案）作成の支援	
行政	・地域関係者、交通事業者と関わり、（市財政と公共交通サービス水準のバランスを取りながら、地域（住民、企業など）のニーズに合った）地域に適した運行を協議し、支援していく。 ・区内にある複数の地域交通検討会の調整や区外の地域間と情報交換を行う。	公共交通担当課 福祉・医療担当課 スクールバス担当課　等 区役所まちづくり推進課 行政センター 地域協働センター （交通政策課）※ ※ オブザーバー
内容	－ 準備会、検討会の体制づくり、運営 － 会議や勉強会のための会場の提供、市政策の説明 － 地域交通検討会と外部関係者との調整	

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」及び路線図参照

No	区	地域	運行形態	運行予定者
1	天竜区	水窪	デマンド	㈲水窪タクシー
2		佐久間	デマンド	㈲水窪タクシー
3		龍山	デマンド	遠鉄タクシー㈱
4		春野	デマンド	遠鉄タクシー㈱
5		熊・竜川	デマンド	遠鉄タクシー㈱
6		門原	デマンド	遠鉄タクシー㈱
7		百古里	デマンド	遠鉄タクシー㈱
8		熊・阿多古	デマンド	遠鉄タクシー㈱
9	浜名区	浜北	定時定路線	浜松バス㈱
10		細江	デマンド	遠鉄タクシー㈱
11		浜松北（滝沢）	定時定路線	遠鉄タクシー㈱
12		引佐	デマンド	遠鉄タクシー㈱
13		三ヶ日	定時定路線	浜松バス㈱

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上記路線について、その運行に係る業務委託料 196,389 千円のうち、浜松市の負担額は、委託料から国庫補助額を控除した額

別　紙

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

① 収支率

・浜松市総合交通計画・地域公共交通網形成計画による公共交通の維持基準である「収支率 16%」を目標。

・ただし、維持基準の達成が困難な地域においては、週 2 日、1 日 2 往復を基本とする公　共交通を「生活支援運行」として運行。

② 地域交通検討会の取り組み

・地域交通検討会の活動を総合的に評価（検討会の開催状況、利用促進に関する活動状況、年間利用者数を指標として採点し A,B,C の三段階評価）することにより、地域協働による改善に向けた継続的な取り組みへとつなげていく。「Ｂ評価以上」を目標とする。

・評価シートは、上限を 50 点とし、 A（40～50 点）、B（20～39 点）、C（0～19 点）の３段階で評価する。

［評価シートで評価する項目・指標例］

評価項目例		評価指標例	評価点	
①協議の実施	地域交通検討会の開催回数	年 3 回以上を目標	年 1 回	3 点
			年 2 回	6 点
			年 3 回以上	10 点
②地域の活動	地域活動状況	① 維持協力金	活動内容を確認し総合的に評価する。	上限 30 点
		② 増収対策活動		上限 10 点
		③ 啓発等活動		上限 10 点
		④ 運行改善		上限 10 点
③成果	年間利用者数	前年比較	前年値－5%以上	0 点
			前年値±5%未満	5 点
			前年値＋5%以上	10 点

維持基準である「収支率 16%」及び地域交通検討会の取り組みで「Ｂ評価以上」の両方を達成した場合は総合Ａ評価。どちらかを達成できた場合はＢ評価。どちらも達成できなかった場合、Ｃ評価とする。

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

別　紙

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５参照
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

別　紙

18. 協議会の開催状況と主な議論

・令和７年１月 20 日令和６年度第２回浜松市地域公共交通会議
⇒地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価（令和６年度）について協議。
・令和７年６月 26 日令和７年度第１回浜松市地域公共交通会議
⇒地域公共交通確保維持事業に係る計画について協議。

19. 利用者等の意見の反映状況

各地域に設置されている「地域交通検討会」（地域・交通事業者・行政で組織）を定期的に開催し、運行状況や地域の声、利用者ヒアリングの結果等を踏まえ、地域内フィーダー系統の必要性及び維持改善に関する協議等、利用者の意見を反映しながら改善を行なっている。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）静岡県浜松市中央区元城町 103-2
（所　属）浜松市　都市整備部　交通政策課
（氏　名）笠原　のどか
（電　話）053-457-2441
（e-mail）kotsu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
浜松市	㈲水窪タクシー	(1) 水窪		奥領家		往　km 復　km	205日	287回			区域運行	②(1)	JR飯田線「水窪駅」、北遠本線「水窪町（小畑）」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	㈲水窪タクシー	(2) 水窪		奥領家、地頭方、山住		往　km 復　km	123日	123回			区域運行	②(1)	北遠本線「水窪大里」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	㈲水窪タクシー	(3) 佐久間		佐久間町		往　km 復　km	247日	1237回			区域運行	②(1)	JR飯田線「中部天竜駅」、北遠本線「西渡」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(4) 龍山		龍山町		往　km 復　km	120日	120回			区域運行	②(1)	北遠本線「瀬尻」、「西川」、「鮎釣口」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(5) 熊・竜川		熊、横山町、谷山、相津、大川、月、伊砂、船明、次郎八神田、山東		往　km 復　km	37日	37回			区域運行	②(1)	遠鉄バス鹿島線及び秋葉線「山東」、北遠本線「横山車庫」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(6) 春野		春野町		往　km 復　km	233日	698回			区域運行	②(1)	遠鉄バス秋葉線「春野車庫」、「ふれあい公園」、秋葉バス秋葉線「舟木」、「気田」等と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(7) 引佐		引佐町、神宮寺町、細江町、三方原町、根洗町		往　km 復　km	276日	552回			区域運行	②(1)、②(2)	遠鉄バス引佐線、奥山線、伊平線「金指」、天竜浜名湖鉄道「金指駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(8) 門原		横山町、東雲名、西雲名、小川		往　km 復　km	65日	65回			区域運行	②(1)	北遠本線「横山車庫」「秋葉橋入口」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(9) 百古里		横川、只来、山東、次郎八神田		往　km 復　km	25日	25回			区域運行	②(2)	北遠本線、遠鉄バス鹿島線及び秋葉線「山東」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(10) 滝沢	滝沢口	滝沢東・鷲沢公民館	聖隷三方原病院	往24.4km 復　km	240日	120回			路線定期運行	②(2)	遠鉄バス都田線、萩丘都田線「都田駅」、天竜浜名湖鉄道「都田駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(11) 滝沢	聖隷三方原病院	都田駅前	聖隷三方原病院	往44.6km 循環	240日	480回			路線定期運行	②(2)	遠鉄バス都田線、萩丘都田線「都田駅」、気賀三ヶ日線「聖隷三方原病院」、天竜浜名湖鉄道「都田駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(12) 滝沢	聖隷三方原病院	滝沢東・鷲沢公民館	都田駅前	往32.9km 復　km	240日	120回			路線定期運行	②(2)	遠鉄バス萩丘都田線「都田駅」、天竜浜名湖鉄道「都田駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	浜松バス㈱	(13) 三ヶ日北	本坂	三ヶ日西小・只木西	総合福祉センター	往15.3km 復　km	198日	99回			路線定期運行	②(2)	遠鉄バス気賀三ヶ日線「三ヶ日」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	浜松バス㈱	(14) 三ヶ日北	総合福祉センター	三ヶ日駅・本坂・平山公民館	総合福祉センター	往26.5km 循環	240日	240回			路線定期運行	②(2)	遠鉄バス気賀三ヶ日線「三ヶ日」、天竜浜名湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	浜松バス㈱	(15) 三ヶ日南	総合福祉センター	三ヶ日駅・尾奈	総合福祉センター	往26.0km 循環	240日	240回			路線定期運行	②(2)	遠鉄バス気賀三ヶ日線「三ヶ日」「都筑」、天竜浜名湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	浜松バス㈱	(16) 三ヶ日北	総合福祉センター	三ヶ日・只木西・本坂	総合福祉センター	往26.9km 循環	240日	240回			路線定期運行	②(2)	遠鉄バス気賀三ヶ日線「三ヶ日」、天竜浜名湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	浜松バス㈱	(17) 三ヶ日南	総合福祉センター	尾奈・三ヶ日駅	総合福祉センター	往26.0km 循環	240日	240回			路線定期運行	②(2)	遠鉄バス気賀三ヶ日線「三ヶ日」「都筑」、天竜浜名湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	浜松バス㈱	(18) 三ヶ日北	総合福祉センター	本坂・三ヶ日西小	只木集落センター	往14.6km 復　km	198日	99回			路線定期運行	②(2)	遠鉄バス気賀三ヶ日線「三ヶ日」、天竜浜名湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(19) 細江		細江町、引佐町金指、三方原町、根洗町		往　km 復　km	91日	91回			区域運行	②(2)	遠鉄バス気賀三ヶ日線「気賀駅前」、天竜浜名湖鉄道「気賀駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	浜松バス㈱	(20) 大平堀谷	浜北駅	大平	堀谷	往23.6km 復23.6km	102日	204回			路線定期運行	②(2)	天竜浜名湖鉄道「宮口駅」、遠州鉄道「小林駅」「美薗中央公園駅」「浜北駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(21) 熊・阿多古（清水線）		石神・青谷・上野・両島・米沢・渡ケ島・緑恵台・二俣町鹿島・浜名区於呂		往　km 復　km	99日	99回			区域運行	②(2)	遠鉄「西鹿島駅」、遠鉄バス「西鹿島駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③
	遠鉄タクシー㈱	(22) 熊・阿多古（小堀谷線）		青谷・上野・両島・米沢・渡ケ島・緑恵台・二俣町鹿島・浜名区於呂		往　km 復　km	82日	82回			区域運行	②(2)	遠鉄「西鹿島駅」、遠鉄バス「西鹿島駅」と隣接、乗継ダイヤの設定	③

資料3-6-3

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	浜松市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	310,818
交通不便地域等	45,950

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
1,790	旧水窪町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
2,853	旧佐久間町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
488	旧龍山村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
3,780	旧春野町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
2,339	旧天竜市（上阿多古村、熊村、竜川村）	山村振興法
2,639	旧引佐町（伊平村、鎮玉村）	山村振興法
306	引佐地域（狩宿、三岳）	局長指定
1,473	細江地域	局長指定
5,464	三ヶ日地域	局長指定
494	浜松北地域	局長指定
21,846	浜北地域	局長指定
101	百古里地域	局長指定
2,377	下阿多古地域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

水窪ふれあいバス運行路線図

ー・ー	JR飯田線	地域間交通ネットワーク
	自主運行バス北遠本線	
	池島線（遠木沢行）	水窪ふれあいバス （地域フィーダー系統）
	池島線（桂山行）	
	白倉線（草木大嵐行）	
	白倉線（大沢行）	
	上村向島線	
●	地域間交通ネットワークとの接続地点	

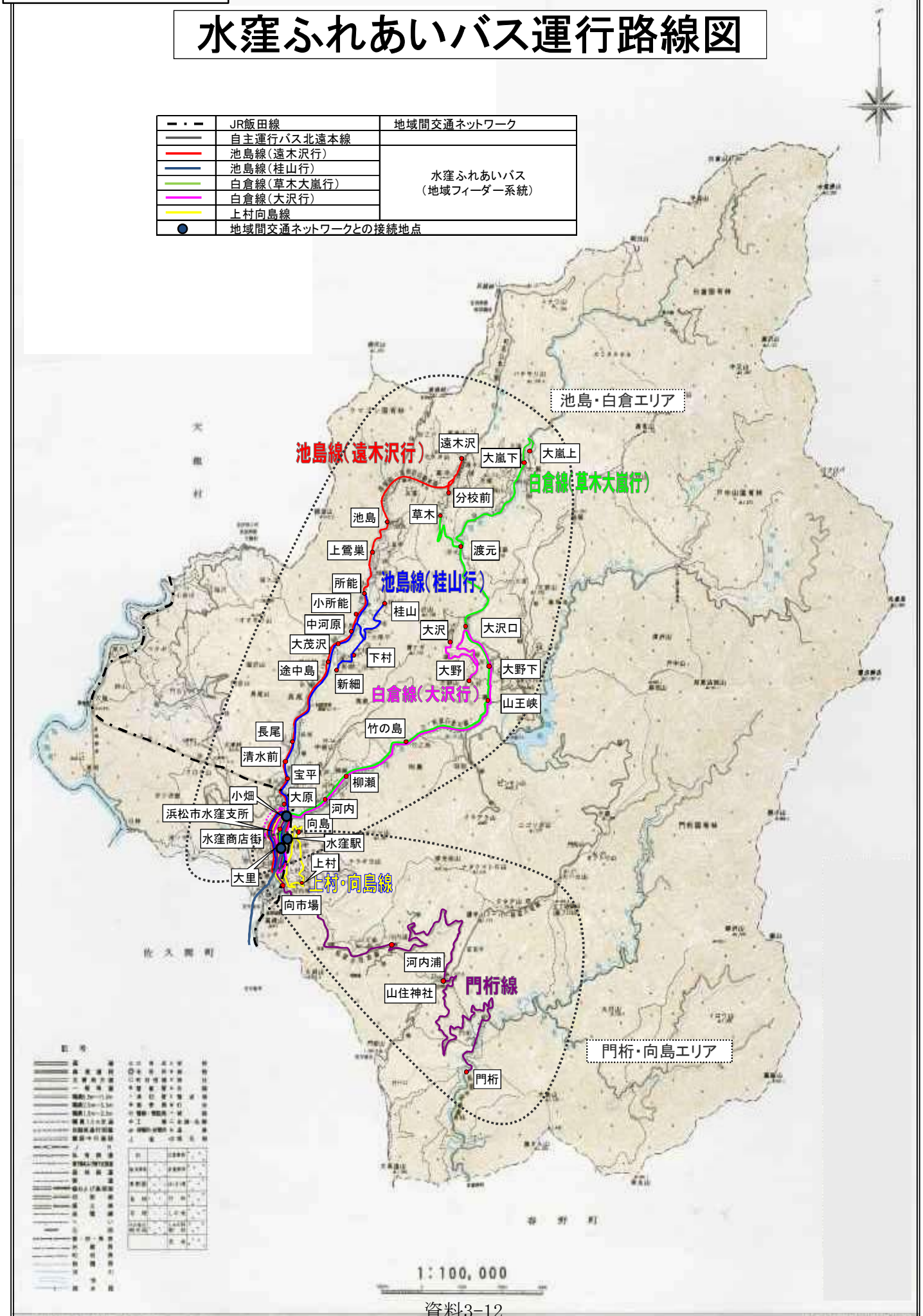

3　佐久間

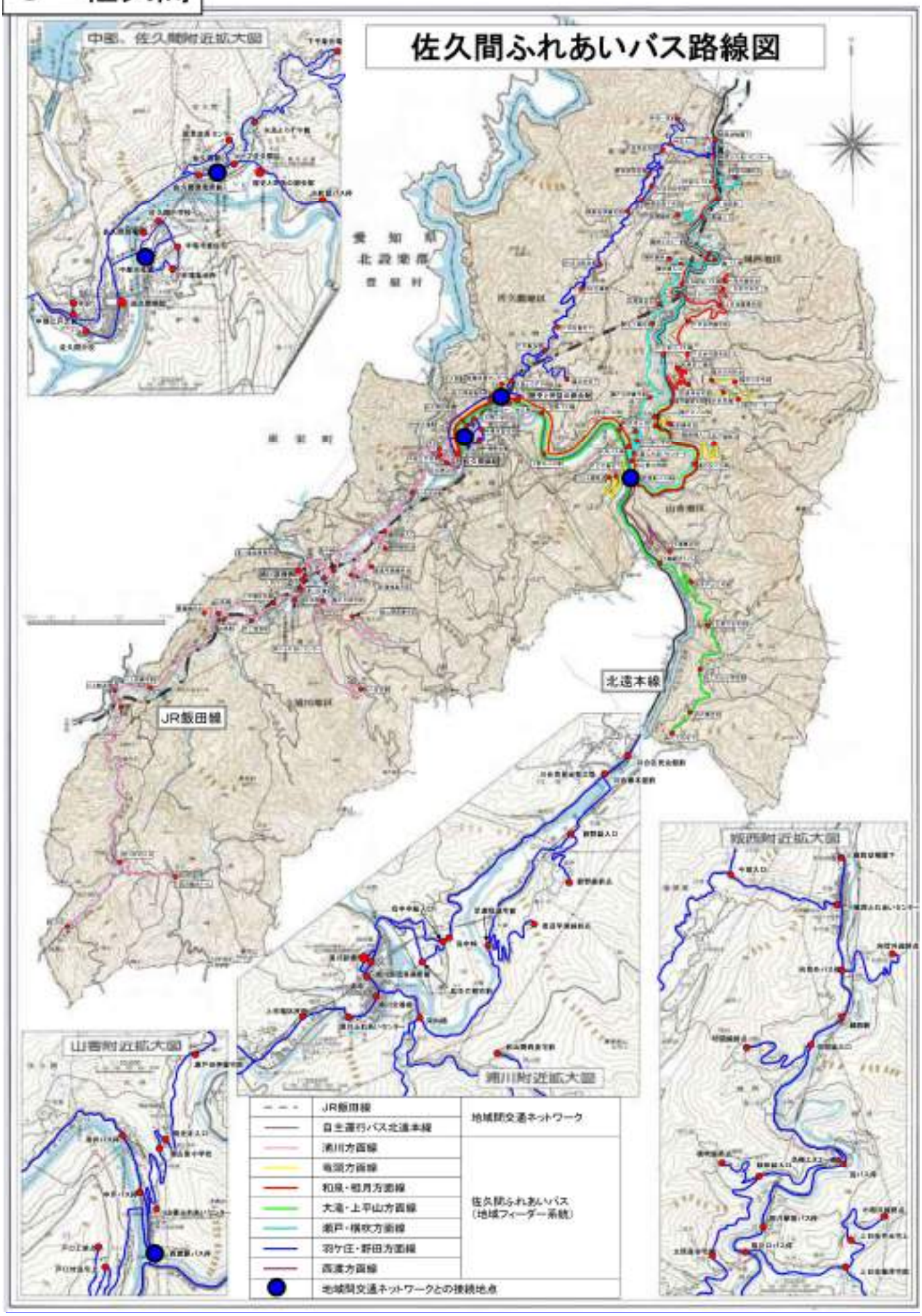
佐久間ふれあいバス路線図
中部、佐久間附近拡大図
愛知県
北設楽郡
豊根村
JR飯田線
北遠本線
山香附近拡大図
浦川附近拡大図
阪西附近拡大図
JR飯田線
自主運行バス北遠本線
浦川方面線
鳥頭方面線
和泉・相月方面線
大滝・上平山方面線
瀬戸・横吹方面線
羽ケ庄・野田方面線
西渡方面線
地域間交通ネットワークとの接続地点
地域間交通ネットワーク
佐久間ふれあいバス
（地域フィーダー系統）

4　龍山

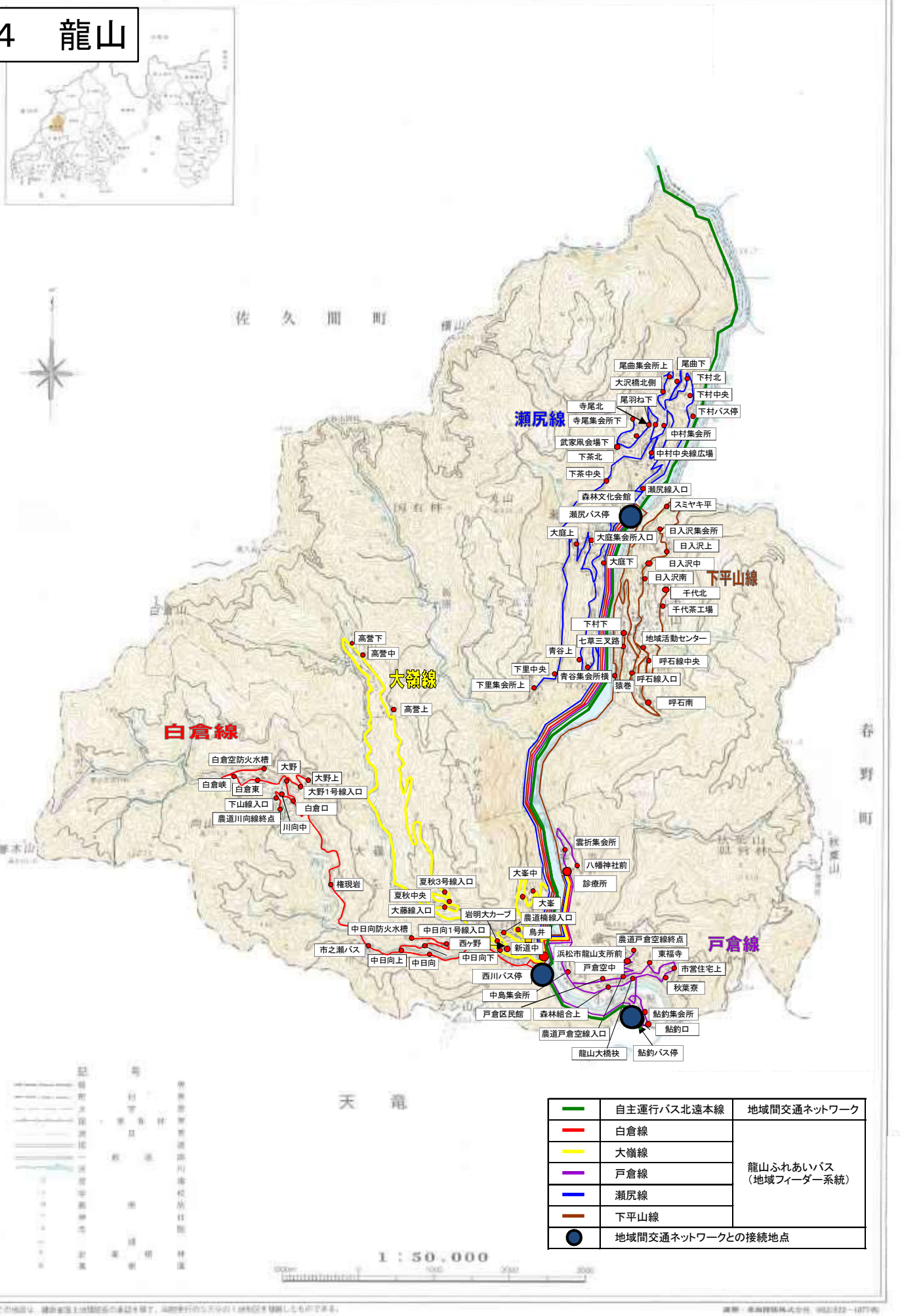

	自主運行バス北遠本線	地域間交通ネットワーク
	白倉線	龍山ふれあいバス（地域フィーダー系統）
	大嶺線	
	戸倉線	
	瀬尻線	
	下平山線	
	地域間交通ネットワークとの接続地点	

５　熊・竜川

	自主運行バス北遠本線	地域間交通ネットワーク
	熊線（火）	熊・竜川ふれあいバス（地域フィーダー系統）
	熊線（金）	
	大白木線（火・木）	
●	地域間交通ネットワークとの接続地点	

６　春野

春野ふれあいバス路線図

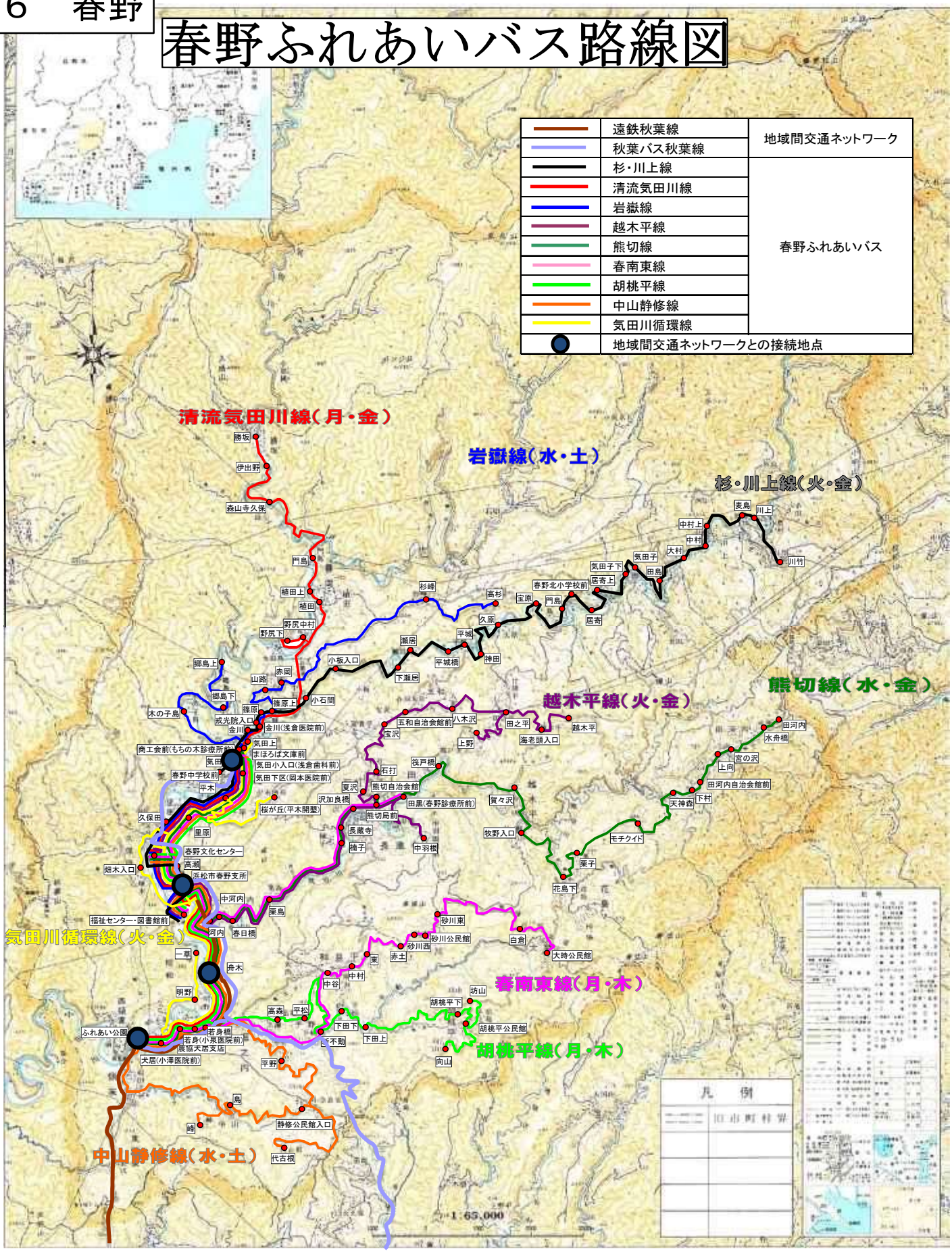

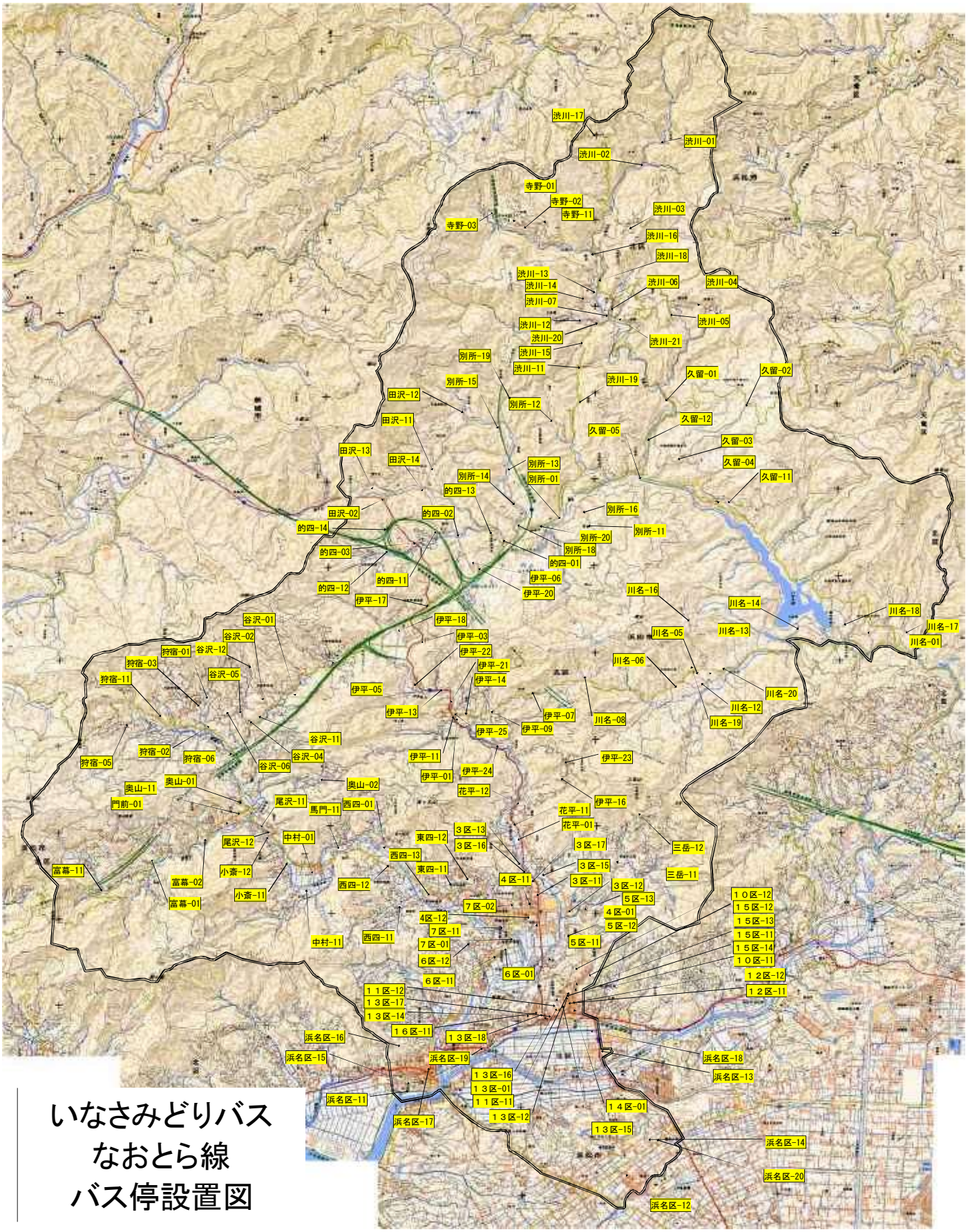

いなさみどりバス
なおとら線
バス停設置図

7　引佐

●つつじ線（12.7Km）　運行路線図

月～金曜日

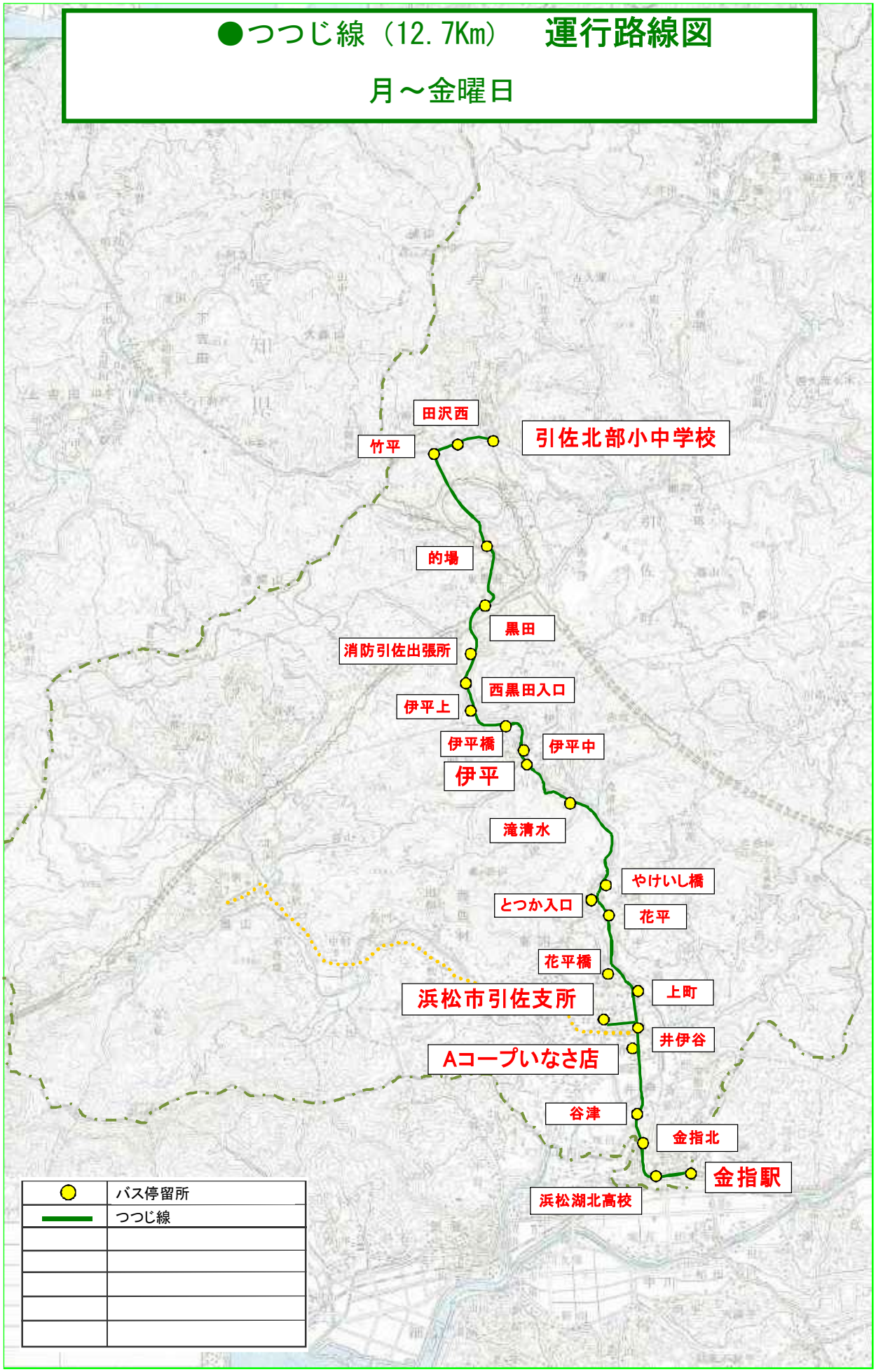

８　門原

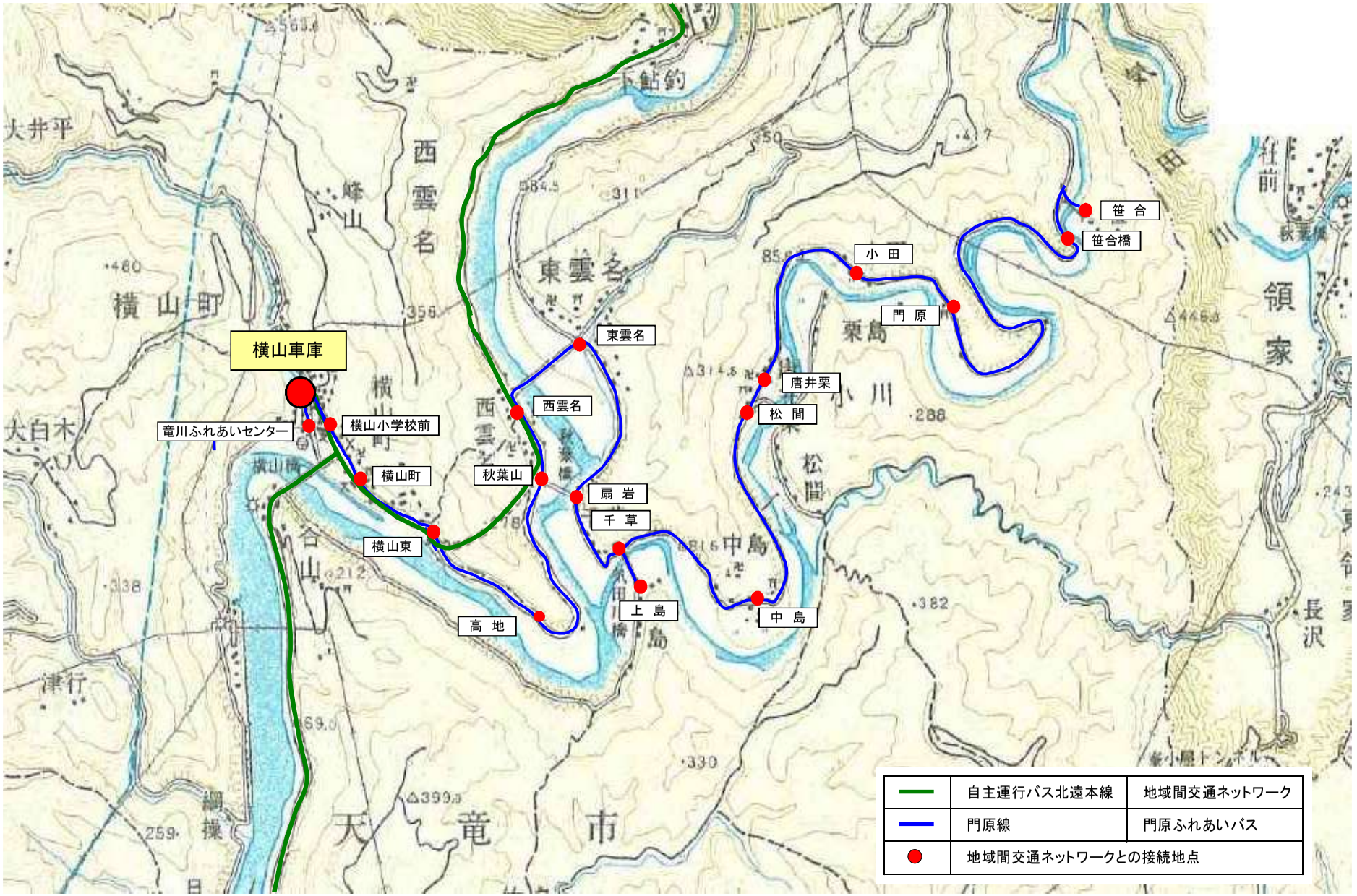
横山車庫
竜川ふれあいセンター
横山小学校前
横山町
横山東
西雲名
秋葉山
東雲名
扇 岩
千 草
上 島
高 地
唐井栗
松 間
中 島
小 田
門 原
笹 合
笹合橋
自主運行バス北遠本線
門原線
地域間交通ネットワーク
門原ふれあいバス
地域間交通ネットワークとの接続地点

９　すがり

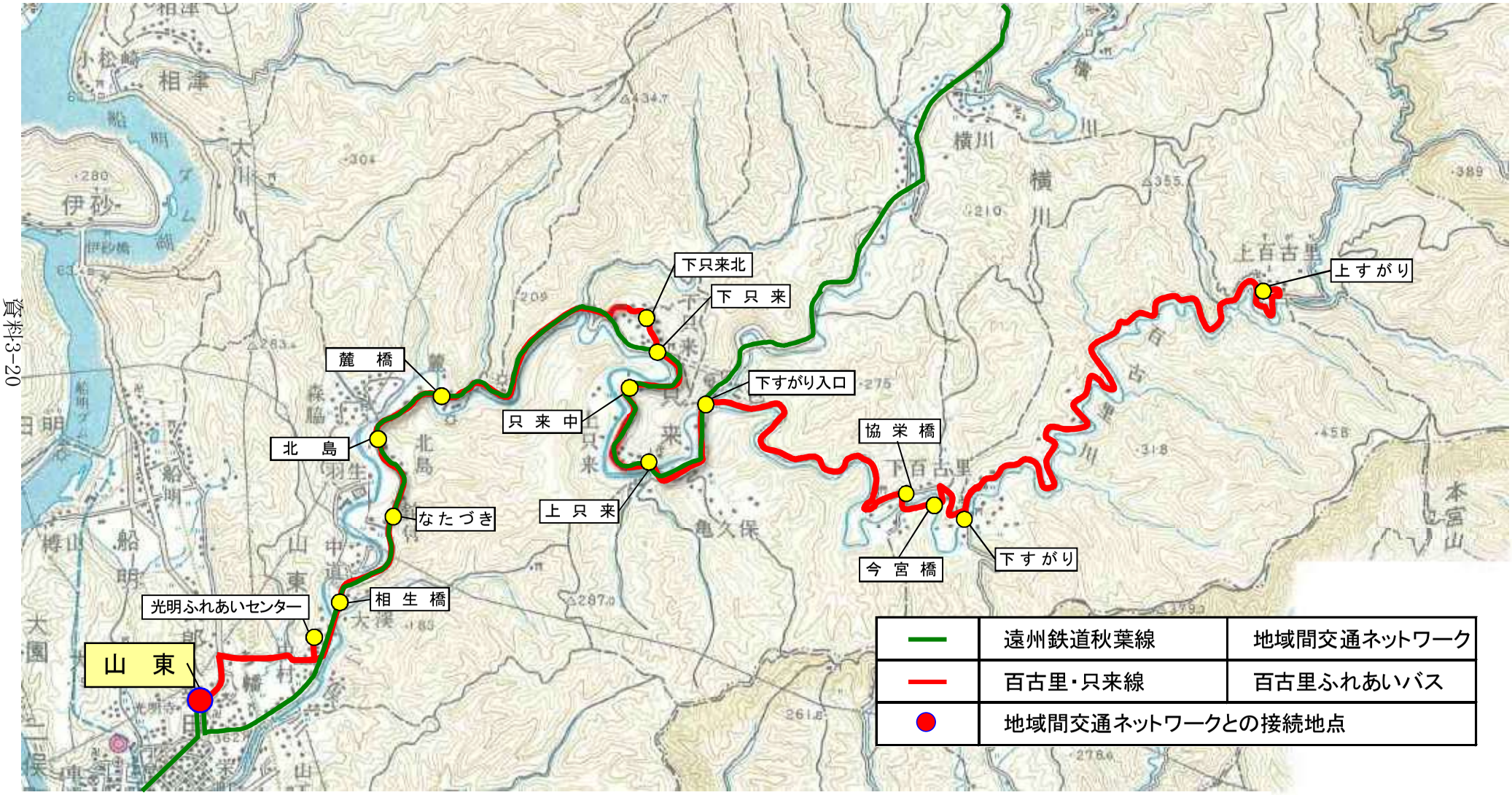
下只来北
下　只　来
蘆　橋
下すがり入口
只　来　中
北　島
協　栄　橋
なたづき
上　只　来
今　宮　橋
下　す　が　り
相　生　橋
光明ふれあいセンター
山　東
上　す　が　り
遠州鉄道秋葉線
地域間交通ネットワーク
百古里・只来線
百古里ふれあいバス
地域間交通ネットワークとの接続地点

10-12　滝沢

浜松北地域にこにこバス　運行路線図

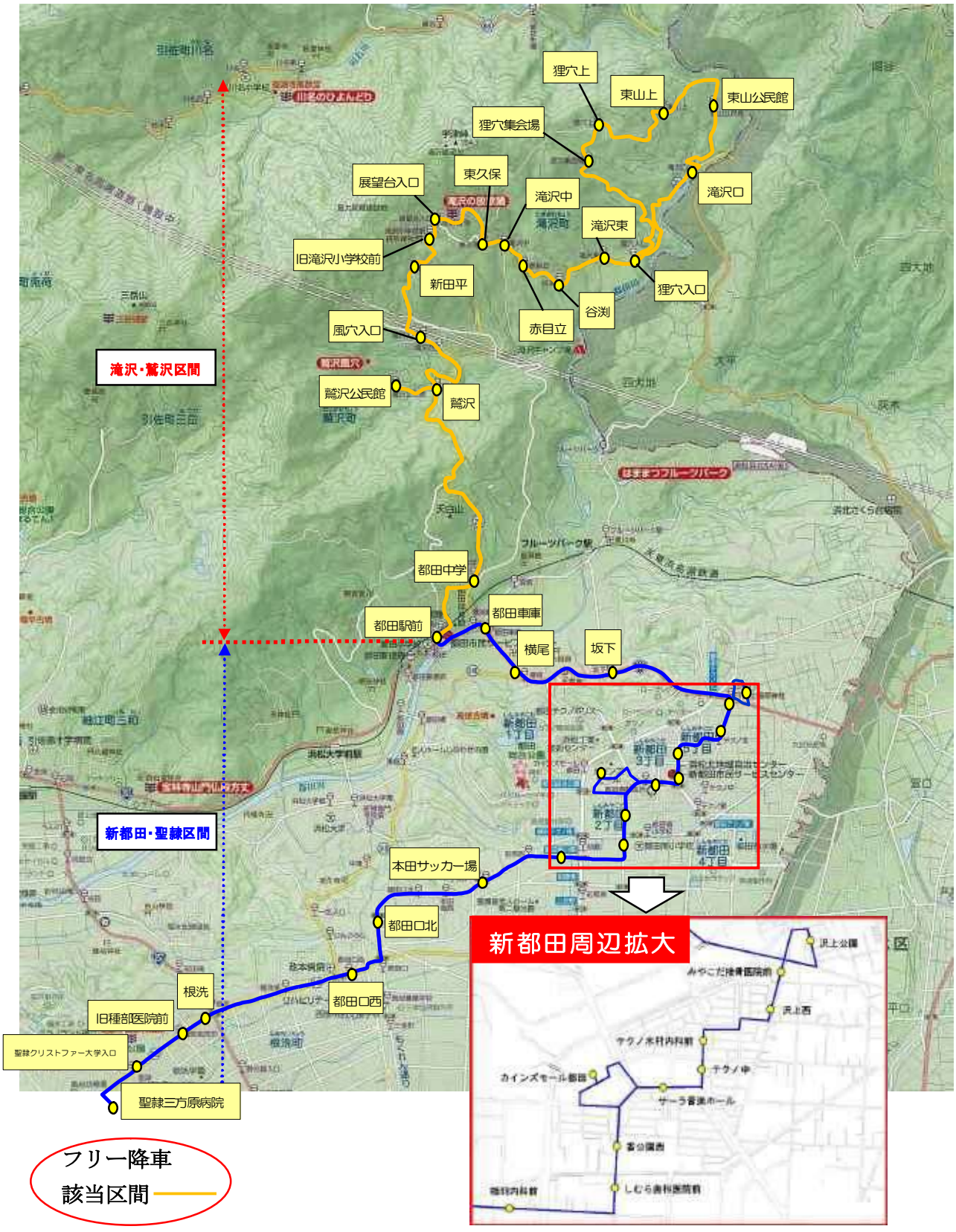

13-18 三ヶ日

「オレンジふれあいバス」運行路線図

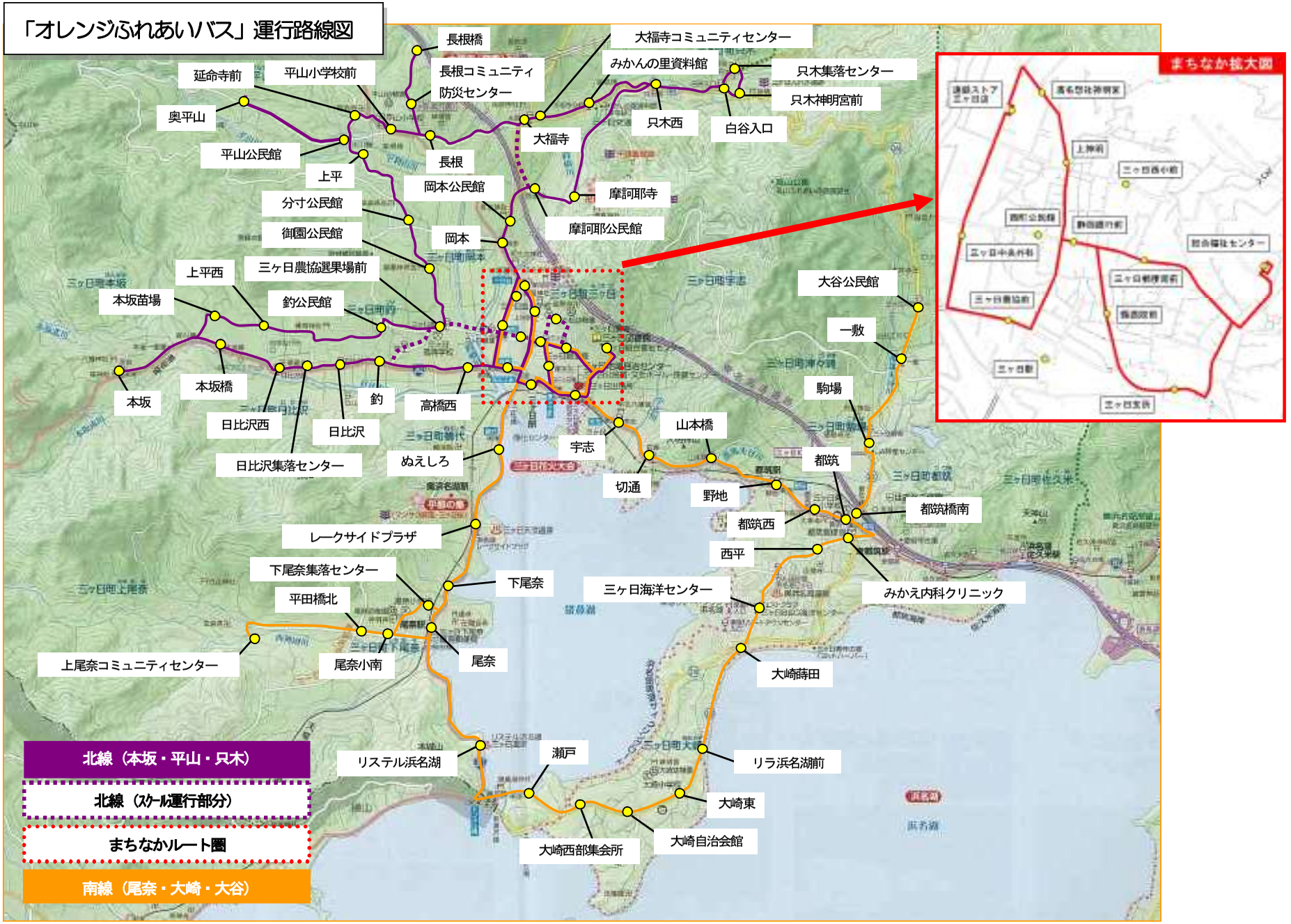

19　細江

みをつくしバス 運行区域図

資料3-23

20　大平堀谷

令和7年10月1日～令和9年9月30日
浜北コミュニティバス路線図

路線名		運行日
北浜鹿玉線　東コース		水・土
北浜鹿玉線　西コース		水・土
大平堀谷線		火・金
赤佐中瀬線		月・木

週2日　1日　2往復・4循環

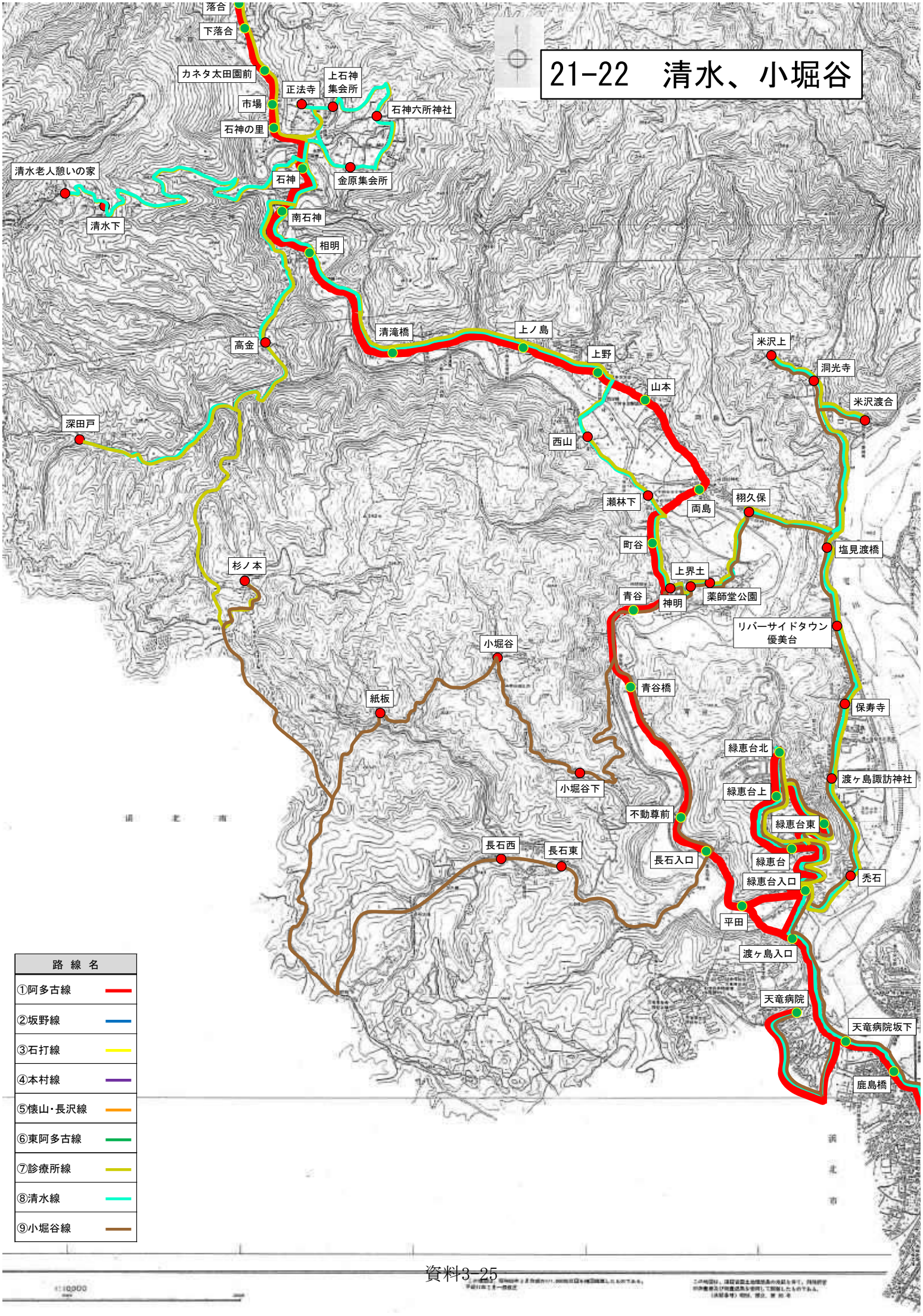
21-22　清水、小堀谷
落合
下落合
カネタ太田園前
正法寺
上石神
集会所
市場
石神六所神社
石神の里
清水老人憩いの家
石神
金原集会所
清水下
南石神
相明
清滝橋
上ノ島
高金
上野
米沢上
洞光寺
山本
米沢渡合
深田戸
西山
瀬林下
両島
栩久保
町谷
塩見渡橋
杉ノ本
上界土
青谷
神明
薬師堂公園
リバーサイドタウン
優美台
小堀谷
青谷橋
紙板
保寿寺
緑恵台北
渡ヶ島諏訪神社
小堀谷下
緑恵台上
不動尊前
緑恵台東
長石西
長石東
長石入口
緑恵台
緑恵台入口
禿石
平田
渡ヶ島入口
天竜病院
天竜病院坂下
鹿島橋
路線名
①阿多古線
②坂野線
③石打線
④本村線
⑤懐山・長沢線
⑥東阿多古線
⑦診療所線
⑧清水線
⑨小堀谷線

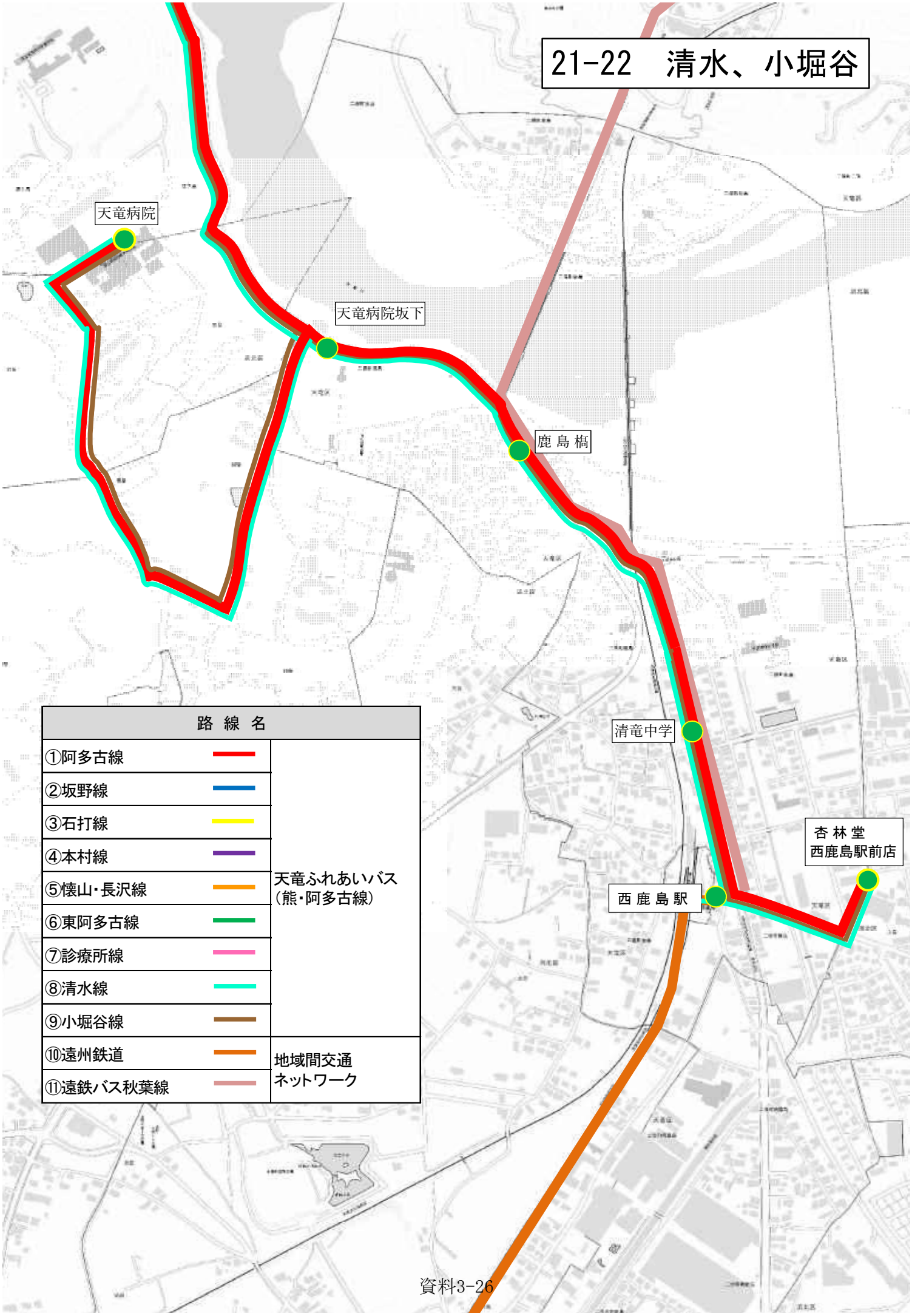
21-22　清水、小堀谷
天竜病院
天竜病院坂下
鹿島橋
清竜中学
杏林堂
西鹿島駅前店
西鹿島駅
路線名
①阿多古線
②坂野線
③石打線
④本村線
⑤懐山・長沢線
⑥東阿多古線
⑦診療所線
⑧清水線
⑨小堀谷線
⑩遠州鉄道
⑪遠鉄バス秋葉線
天竜ふれあいバス
（熊・阿多古線）
地域間交通
ネットワーク